

設工認その13の補正について（添付書類6）

令和2年12月16日
日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

添付書類6. 「JRR-3 原子炉施設に係る「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」への適合性説明の要否について」について、設工認申請漏れがないことの最終確認を踏まえ、別添案のとおり記載を見直す。

6. JRR-3原子炉施設に係る「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」への適合性説明の要否について

本申請をもって全 13 分割した JRR-3 原子炉施設の新規制基準適合性審査に係る設計及び工事の計画の認可申請（以下、「設工認」という。）が全て申請されるため、新規制基準適合性審査に必要な項目が漏れなく申請されていることを以下により確認する。

- ①原子炉設置変更許可申請書（以下「許可申請書」という。）に記載された事項と後段規制との関係の整理。
- ②許可申請書に記載された設備機器を洗い出し、洗い出された設備機器について、試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（以下「技術基準」という。）への適合性の要否を整理。

これらの整理については、令和 2 年 1 月 27 日審査会合において原子力規制庁において了承されている。

- ③上記①、②により作成された JRR-3 設工認要否判定表について、令和 2 年 1 月 27 日以降の審査等を踏まえた見直しを実施（別表 1 参照）。
- ④上記①、②、③の結果、申請が必要と確認された項目について、漏れなく設工認申請していることの確認（表 1 参照）。
- ⑤上記②により新規制基準対応のための設工認申請が必要と整理された設備機器について、技術基準への適合性の説明がなされ、必要な計算書等が添付されていることの確認（別表 2 参照）。

本申請に当たり、①、②の整理に加え、③～⑤の確認を実施し、新規制基準適合性審査に必要な項目が漏れなく申請されていることを確認した。

表1 追加で申請が必要と確認された項目

No.	申請内容	該当する技術基準	該当する申請 (本申請)
1	原子炉制御棟の落雷対策	第8条第1項	第1編
2	内部溢水に対する防護対象施設の安全機能が失われないこと	第19条第1項	第6編
3	放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいしないこと	第19条第2項	第6編
4	中央制御室外原子炉停止盤	第34条第5項	第2編
5	使用済燃料プール水位監視のための警報設備（使用済燃料プール水位低警報）	第26条第2項 第4号ロ	第4編
6	原子炉停止時における原子炉プール水位監視を制御室外で行うのための警報設備（原子炉プール水位低警報）	第30条第1項 第4号ロ	第4編
7	中央制御室におけるばい煙対策	第8条第1項	第3編
8	外部消火栓	なし*	第5編
9	内部火災に対して護るべき安全機能が確保されること	第21条第1項第2号	第7編
10	原子炉建家の負圧維持及び漏えい率について	第37条第1項第1号	第16編

※外部火災影響評価においては、その機能に期待せずとも施設の安全機能は損なうことはないため。

添付書類6 別表1 JRR-3設計要否判定表 (2/10)

項目	20 21 22 26 27 28 365 39 30 31 32 366 35 34 37 38 39 40 41 42 367 368 43-1 43-2 3 45 46 47 368 48 49																							
	ハ、原子炉本体の構造及び設備				イ、燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備																ホ、原子炉冷却系統施設の構造及び設備			
	(4) 原子炉容器				(1) 燃料物質取扱施設								(2) 燃料物質貯蔵施設								(1) 1次冷却設備			
種別・設備	プールの構造		カナルの構造		サブプールの構造		燃料取扱施設		燃料貯蔵施設		燃料貯蔵施設		燃料貯蔵施設		燃料貯蔵施設		燃料貯蔵施設		燃料貯蔵施設		燃料貯蔵施設		燃料貯蔵施設	
	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備
構造要否	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B
設備要否	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B
安全上の要否	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3
設計要否	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
新種別基準に該当し工程設計済みのもの	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O
新規/既存	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規
第1条 適用範囲、適用																								
第2条 施設に設置する試験研究用等原子炉施設																								
第3条 構造要件中の試験研究用等原子炉施設の構造																								
第4条 試験研究用等原子炉施設の構造																								
第5条 母管による漏洩の防止																								
第6条 母管による漏洩の防止																								
第7条 母管による漏洩の防止																								
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止																								
第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止																								
第10条 試験研究用等原子炉施設の構造																								
第11条 放射線防護等																								
第12条 材料、構造等																								
第13条 安全設備																								
第14条 停止弁等																								
第15条 放射線物質による汚染の防止																								
第16条 送電等																								
第17条 排水設備																								
第18条 試験研究用等原子炉施設																								
第19条 送電																								
第20条 安全設備																								
第21条 安全設備																								
第22条 炉心等																								
第23条 送電線等																								
第24条 一次冷却設備																								
第25条 燃料物質取扱施設																								
第26条 燃料物質貯蔵施設																								
第27条 一次冷却設備																								
第28条 冷却設備等																								
第29条 送電の設備等																								
第30条 計測設備																								
第31条 放射線管理施設																								
第32条 安全保護設備																								
第33条 反応制御系統及び原子炉停止系統																								
第34条 原子炉制御等																								
第35条 放射線取扱設備																								
第36条 放射線防護等																								
第37条 原子炉制御設備																								
第38条 放射線等																								
第39条 送電の設備等																								
第40条 安全保護設備																								
第41条 放射線等																								
第42条 送電線等																								

○ 当該条項の要求事項に適合すべき設備等が施設に設置されていること。○ 当該条項の要求事項に適合すべき設備等が、放射線管理施設として適合性を認められていること。○ 当該条項の要求事項に適合すべき設備等が、放射線管理施設からの放射線が、施設を必要とするため適合性を認められていること。○ 当該条項の要求事項に適合すべき設備等が、施設を必要とするため適合性を認められていること。○ 当該条項の要求事項に適合すべき設備等が、施設を必要とするため適合性を認められていること。

303 304 305 306 307 308 310 312 318 349 349-2 349-3 314 315 316 317 318 328 319 329-1 329-2 330 331 332 333 340 341 342 343 324 326

※ その他試験研究用等原子炉付属施設の種類及び設備

Table with columns for equipment types (e.g., 炉内放射線遮蔽, 放射線検出器) and rows for various facility types (e.g., 原子炉建屋, 燃料貯蔵庫). The table contains a grid of 'X' and 'O' marks indicating requirements.

添付書類 6 別表 1 JRR-3 設工認要否判定表 注記一覧

注) 整理表中の「\$○」は関連する設備機器の番号を示す

- * 1 外部事象影響評価にて申請（原子炉建家の落雷防護（避雷針）についてはその4で申請。）。
- * 2 核物質防護規定等の運用にて管理する。
- * 3 既設の放射線エリアモニタを用いる。
- * 4 * 1に加えて避雷針及びばい煙対策について申請する。
- * 5 構築物であり、動的機能は有していない。
- * 6 安全にヘリウムを廃棄できるよう排気筒及び排風機を設ける。
- * 7 水中に設置しているため、火災により損傷するおそれはない。
- * 8 水中に設置しているため、溢水による影響を受けない。
- * 9 制御棒案内管受座自体は安全機能を有していない。また、制御棒案内管の耐震評価においても受座による支持は期待しない。
- * 10 各設備機器の設工認申請書の中で使用する内部流体を明らかにし、最高使用温度、最高使用圧力を用いて設備機器の評価を行っているため、各設備機器において適合性を示す。
- * 11 設置時の炉心構造物の添付計算書にて最高使用状態において評価し、問題ないことを確認している。
- * 12 329-1（消火設備の設置）にて説明。
- * 13 動的機能は有しておらず、構造上（鉄筋コンクリートまたはステンレス製）溢水による影響を受けないことは明らかである。
- * 14 耐震重要度見直しに伴う耐震クラス変更の申請。
- * 15 使用済燃料は自然対流により十分に除熱できるため、強制冷却を要しない。
- * 16 （欠番）
- * 17 守るべき機能は1次冷却材の保持であり、動的機能に期待するものではなく、構造上（金属製）直ちに溢水による影響を受けないことは明らかである。
- * 18 1次冷却材補助ポンプの基礎高さについては348にて申請。
- * 19 動的機能は有しておらず、構造上（金属製）直ちに溢水による影響を受けないことは明らかである。
- * 20 守るべき機能は重水の保持であり、動的機能に期待するものではなく、構造上（金属製）直ちに溢水による影響を受けないことは明らかである。
- * 21 溢水により損傷を受けたとしても、フェールセーフの設計としているため、守るべき安全機能は達成される。

- *22 試料採取設備は旧設置許可書の記載内容から変更はなく、許可基準規則・設工規則とも要求事項はないが、発電炉の需要度分類審査指針の解釈に事故時の試料採取系が例示されており、それを参考に従来から JRR-3 の重要度分類表に含まれているものである。
- *23 制御室に溢水源は無く、制御室外で発生した溢水により影響を受けるおそれがある場合には運転員の操作により原子炉を停止することが出来るため、必要な安全機能は達成される。
- *24 設計基準事故時に制御室の環境が変化するようなことはない。
- *25 設備機器の異常検知のためであり、安全機能喪失を検知するためのものでない。
- *26 \$ 105 安全系、106 対数出力炉周期系、110 1 次冷却材流量、112 1 次冷却材炉心出口温度、113 1 次冷却材炉心出入口温度差 (炉心入口温度)、114 重水温度、115 重水流量、116 重水溢流タンク水位、117 原子炉プール水位、118 燃料事故モニタ、125 2 次冷却塔入口温度、126 2 次冷却系流量、128 ヘリウム流量、129 重水再結合器温度、371 1 次冷却材モニタ、372 2 次冷却材モニタ、373 炉上面排気モニタ、374 実験利用設備モニタ、136 破損燃料検出装置、141 安全スイッチ、2 地震感知器
- *27 制御棒駆動装置として一式での評価を実施 (その 1 3)。
- *28 当該設備の故障により、正の反応度が添加されることはない。
- *29 外部電源喪失や単一故障に対し、制御棒系として安全機能を達成するために必要なものは制御棒、制御棒駆動装置管内駆動部、制御棒案内管、制御棒駆動機構案内管の機能である。これらは制御棒がそれぞれ独立に 6 体設置されていることをもって多重性を担保している。制御棒駆動装置管外駆動部は、制御棒系を構成する機器ではあるが、その構造、動作原理から故障時に非安全側に働くものではないことが明らかであり、13 条 2 号が要求される設備ではない。
- *30 10/21 の審査会合でクラス 2 以上が対象と整理する以前に認可を受けているため。
- *31 設置時の設工認に記載はないが、使用前検査には合格している。
- *32 \$ 109 中性子計装盤、123 安全保護系制御盤、138 原子炉停止回路、139 スクラム遮断器、145 工学的安全施設作動設備監視装置、166 自然循環運転インターロック、171 手動停止スイッチ、375 プロセス計装盤、376 原子炉制御操作卓
- *33 制御室は原子炉建家と別建家である原子炉制御棟に設けられているため、設計基準事故時においても従事者が退避する必要はない。
- *34 制御室は原子炉建家と別建家である原子炉制御棟に設けられているため、遮蔽設備等は要しない。
- *35 JRR-3 原子炉施設では液体放射性廃棄物の保管廃棄は行わないが、設備の特性を考慮し技術基準第 26 条に準ずる。

- *36 放射性液体廃棄物の廃棄は放射性廃棄物処理場にて行うため、JRR-3 では放射性液体廃棄物の廃棄は行っていない。廃液貯槽に溜められた廃液は保安規定に基づき排出前に放射性物質の濃度を測定し、基準値以下の場合には一般排水を行っている。
- *37 該当する技術基準の条項は無いが、許可基準規則への対応のためその1にて申請。
- *38 246の申請にて説明。
- *39 非常用電源設備の溢水防護のため、マンホール蓋を設ける(246の申請にて説明)。
- *40 259～268で構成される(その13では配管の耐震評価を申請)。
- *41 270～279で構成される(その13では配管の耐震評価を申請)。
- *42 281～285で構成される(その13では配管の耐震評価を申請)。
- *43 基準地震動 S_s により上位クラス設備に影響を及ぼさないことを確認する。
- *44 一般設備であり、要求される技術基準はない。
- *45 その他試験研究用等原子炉の附属施設として設置時に認可を受けている。
- *46 森林火災に対しては、屋外消火栓に期待しなくとも必要な安全機能は防護されることをその13にて示す。
- *47 原子炉建家避雷針についてはその4、原子炉制御棟避雷針についてはその13にて申請。
- *48 JRR-3は航空機落下に対する考慮をする必要はない。
- *49 耐震重要度見直しに伴う耐震クラス変更の申請。なお、上位波及影響評価については原子炉プール躯体の評価において、サブプール、詰替セル躯体の重量を考慮し、原子炉プール躯体に影響を及ぼさないことを確認している。
- *50 溢水により機能喪失した場合は、原子炉が停止し、その後の状態監視は防護対象の計測制御系により達成される。
- *51 安全保護系並びに崩壊熱除去運転に係る中性子計装設備及びプロセス計装設備のケーブルの分離は、建家貫通部をその10にて、その他の部分をその13にて申請。
- *52 制御棒(フォロワ型燃料要素付)は、制御棒案内管及び制御棒駆動機構案内管と剛な支持点を持たないため、耐震評価の評価対象外である。
- *53 \$105安全系、\$106対数出力炉周期系、\$110 1次冷却材流量、\$112 1次冷却材炉心出口温度、\$113 1次冷却材炉心出入口温度差(1次冷却材炉心入口温度)、\$114重水温度、\$115重水流量、\$116重水溢流タンク水位、\$117原子炉プール水位、\$118燃料事故モニタ
- *54 原子炉建家屋根の耐震改修に伴い、非常用排気設備作動時に建家内の負圧が維持されることを検査にて確認する。

添付書類6 別添2 JRR-3原子炉施設の新増設設備の設置申請一覧 (技術基準規則にて)

技術基準規則	設置申請	設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考	
第11編 計測制御系統施設の構造 (耐震性)	計測制御系統施設の構造 (耐震性)	重水ポンプ	重水ポンプ	60 重水ポンプ	- (耐震性再評価の必要なし)	- 基礎地震動Ssの見直しによる波及的影響の防止のため - 基準地震動Ssの見直しによる再評価 - 耐震クラス見直しによる既設設備の再申請
		重水熱交換器	重水熱交換器	61 重水熱交換器	- (耐震性再評価の必要なし)	
		重水過流タンク	重水過流タンク	62 重水過流タンク	その1.3 添付書類3-1, 3-2, 3-3-2, 3-3-2-1, 3-4-2-4	
		重水イオン交換樹脂層塔、重水貯留フィルタ、重水後置フィルタ	重水イオン交換樹脂層塔、重水貯留フィルタ、重水後置フィルタ	63 重水精製系 (イオン交換樹脂層塔、フィルタ)	- (耐震性再評価の必要なし)	
		重水系統設備主配管	重水系統設備主配管	65 重水冷却系設備 (重水冷却系 (配管))	- (耐震性再評価の必要なし)	
		重水ドレン汲上ポンプ	重水ドレン汲上ポンプ	67 重水ドレン汲上ポンプ	その1.3 添付書類3-1, 3-2, 3-3-1, 3-4-2-5	
		重水ドレンタンク	重水ドレンタンク	68 重水ドレンタンク	- (耐震性再評価の必要なし)	
		ヘリウム圧縮機	ヘリウム圧縮機	70 重水冷却系設備 (ヘリウム冷却系 (ヘリウム圧縮機))	- (耐震性再評価の必要なし)	
		No.1凝縮器、No.2凝縮器	No.1凝縮器、No.2凝縮器	71 重水冷却系設備 (ヘリウム冷却系 (凝縮器))	その1.3 添付書類3-1, 3-2, 3-3-1, 3-4-2-6	
		再結合器	再結合器	72 重水冷却系設備 (ヘリウム冷却系 (再結合器))	その1.3 添付書類3-1, 3-2, 3-3-1, 3-4-2-7	
		ヘリウムタンク	ヘリウムタンク	73 重水冷却系設備 (ヘリウム冷却系 (ヘリウムタンク))	- (耐震性再評価の必要なし)	
		ヘリウム系設備主配管	ヘリウム系設備主配管	74 重水冷却系設備 (ヘリウム冷却系 (配管))	その1.3 添付書類3-1, 3-2, 3-3-1, 3-4-2-7	
		サイフォンブレーク弁、サイフォンブレーク弁接続管	サイフォンブレーク弁、サイフォンブレーク弁接続管	76 サイフォンブレーク弁 (接続管含む)	その1.3 添付書類3-1, 3-2, 3-3-1, 3-4-2-8	
		自然循環弁、自然循環弁接続管	自然循環弁、自然循環弁接続管	78 自然循環弁 (接続管含む)	- (耐震性再評価の必要なし)	
		原子炉プール過流タンク	原子炉プール過流タンク	95 原子炉プール過流タンク	その1.3 添付書類3-1, 3-2, 3-3-2, 3-3-2-1, 3-4-2-9	
第11編 計測制御系統施設の構造 (耐震性)	計測制御系統施設の構造 (耐震性)	制御機駆動装置 (上部仕切弁、着座器、ファンシャヤ内管、着座器、下部弁カバ)	制御機駆動装置 (上部仕切弁、着座器、ファンシャヤ内管、着座器、下部弁カバ)	19 制御機駆動装置 (上部仕切弁、着座器、ファンシャヤ内管、着座器、下部弁カバ)	その1.3 添付書類1-9	
		安全系	安全系	105 安全系	その1.3 添付書類3-1, 3-2, 3-3-2, 3-4-3-2, 3-4-3-3	
		対数出力炉同期系	対数出力炉同期系	106 対数出力炉同期系	その1.3 添付書類3-1, 3-2, 3-4-3-1	
		制御盤 (中性子計装盤)	制御盤 (中性子計装盤)	109 中性子計装盤	- (耐震性再評価の必要なし)	
		1次冷却物流量	1次冷却物流量	110 1次冷却物流量	- (耐震性再評価の必要なし)	
		1次冷却材炉心出口温度	1次冷却材炉心出口温度	112 1次冷却材炉心出口温度	- (耐震性再評価の必要なし)	
		1次冷却材炉心入口温度	1次冷却材炉心入口温度	113 1次冷却材炉心入口温度	- (耐震性再評価の必要なし)	
		重水温度	重水温度	114 重水温度	- (耐震性再評価の必要なし)	
		重水流速	重水流速	115 重水流速	- (耐震性再評価の必要なし)	
		重水過流タンク水位	重水過流タンク水位	116 重水過流タンク水位	- (耐震性再評価の必要なし)	
		原子炉プール水位 (安全保護系)	原子炉プール水位 (安全保護系)	117 原子炉プール水位	- (耐震性再評価の必要なし)	
		燃料事故モニタ	燃料事故モニタ	118 燃料事故モニタ	- (耐震性再評価の必要なし)	
		安全保護系制御盤	安全保護系制御盤	123 安全保護系制御盤	- (耐震性再評価の必要なし)	
		原子炉停止回路	原子炉停止回路	138 原子炉停止回路	- (耐震性再評価の必要なし)	
		スラム遮断器	スラム遮断器	139 スラム遮断器	- (耐震性再評価の必要なし)	
工学的安全施設作動監視装置	工学的安全施設作動監視装置	145 工学的安全施設作動監視装置	- (耐震性再評価の必要なし)			
制御機駆動装置 (上部仕切弁)	制御機駆動装置 (上部仕切弁)	147 弁	その1.3 添付書類3-1, 3-2, 3-3-2, 3-4-3-2, 3-4-3-3			
制御機駆動装置 (着座器)	制御機駆動装置 (着座器)	148 制御機駆動装置 (着座器)	その1.3 添付書類3-1, 3-2, 3-3-2, 3-4-3-2, 3-4-3-3			
制御機駆動装置 (緩衝器)	制御機駆動装置 (緩衝器)	149 制御機駆動装置 (緩衝器)	その1.3 添付書類3-1, 3-2, 3-3-2, 3-4-3-2, 3-4-3-3			
制御機駆動装置 (下部弁カバ)	制御機駆動装置 (下部弁カバ)	150 制御機駆動装置 (下部弁カバ)	その1.3 添付書類3-1, 3-2, 3-3-2, 3-4-3-2, 3-4-3-3			
制御機駆動装置 (外部駆動部 (駆動部))	制御機駆動装置 (外部駆動部 (駆動部))	152 制御機駆動装置 (外部駆動部 (駆動部))	その1.3 添付書類3-1, 3-2, 3-3-2, 3-4-3-2, 3-4-3-3			
制御機駆動装置 (外部駆動部 (減速機))	制御機駆動装置 (外部駆動部 (減速機))	153 制御機駆動装置 (外部駆動部 (減速機))	その1.3 添付書類3-1, 3-2, 3-3-2, 3-4-3-2, 3-4-3-3			
管外駆動部	管外駆動部	154 管外駆動部	その1.3 添付書類3-1, 3-2, 3-3-2, 3-4-3-2, 3-4-3-3			

添付書類G 別添2 JRR-3原子炉施設の新規制震適合性に係る設工認申請一覽(技術標準規則にて)

技術標準規則	設工認申請	設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考
	重水冷却系設備	重水冷却系設備 (再結合)			
	重水冷却系設備	重水冷却系設備 (ヘリウム系 (再結合))			
	重水冷却系設備	重水冷却系設備 (ヘリウム系 (配管))			
	重水冷却系設備	重水冷却系設備 (ヘリウム系 (井筒))			
	冠水維持設備	サイフォンブレイク弁 (接続管含む)			
	安全保護回路 (停止系)、中性子計装設備	安全系			
	安全保護回路 (停止系)、中性子計装設備	対熱出力制御系			
	中性子計装設備	中性子計装盤			
	安全保護回路 (停止系)、プロセス計装設備	1次冷却材流量			
	安全保護回路 (停止系)、プロセス計装設備	1次冷却材炉心出口温度、1次冷却材炉心入口温度			
	安全保護回路 (停止系)	重水温度			
	安全保護回路 (停止系)	重水流量			
	安全保護回路 (停止系)	重水溢流タンク水位			
	安全保護回路 (停止系)、プロセス計装設備	原子炉プール水位			
	安全保護回路 (停止系)	安全保護系検出器			
	安全保護回路 (停止系)	安全保護系ナログ変換器盤			
	安全保護回路 (停止系)	安全保護系制御盤			
	安全保護回路 (停止系)	原子炉停止回路			
	安全保護回路 (停止系)	スクラム遮断器			
	安全保護回路 (工学的安全施設)	サイフォンブレイク弁共同動作回路 (※145に含まれる)			
	安全保護回路 (工学的安全施設)	工学的安全施設動作監視装置			
	冠水維持設備、スクラム機構	制御機駆動機構系内管 (上部仕切弁)			
	冠水維持設備、スクラム機構	制御機駆動機構系内管 (調整器)			
	冠水維持設備、スクラム機構	制御機駆動機構系内管 (感電器)			
	冠水維持設備、スクラム機構	制御機駆動機構系外駆動部 (電動機)			
	制御機駆動装置	制御機駆動機構系外駆動部 (電動機)			
	制御機駆動装置	制御機駆動機構系外駆動部 (減速機)			
	制御機駆動装置	制御機駆動機構系外駆動部 (ボールスクロウ)			
	制御機駆動装置	制御機駆動機構系外駆動部 (可動コイル)			
	制御機駆動装置	制御機駆動機構系外駆動部 (位置指示検出機構)			
	制御機、スクラム機構	制御機駆動機構系内駆動部 (制御機)			
	制御機、スクラム機構	制御機駆動機構系内駆動部 (連絡機)			
	制御機、スクラム機構	制御機駆動機構系内駆動部 (プランジャ)			
	重水冷却系設備	重水タンク弁 (接続管含む)			
	非常用電源系	蓄電池			
	非常用電源系	静止型インバータ装置			
	非常用電源系	非常用発電機			
	炉心構造物	炉心フェーズ			
	炉心構造物	CNS真空容器			

新規制震標準要求事項
(内部溢水に対する防護対象施設における
溢水影響評価)

添付書類6 別表2 JRR-3原子炉施設の新規制基準対応に係る設計申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則	設計申請		設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考
	原子炉プール及び使用済燃料プール位置情報	原子炉プール位置情報				
第26条 核燃料物質貯蔵設備	その1.3	第4編	原子炉プール位置情報	その1.3添付書類1-4	その1.3添付書類1-4	設計時認可未取得
第27条 一次冷却材処理装置	既認可設備からの設計変更なし					
第28条 冷却設備等	既認可設備からの設計変更なし					
第29条 液状の保持等	既認可設備からの設計変更なし					
第30条 計測設備	その1.3	第4編	原子炉プール水位監視（原子炉停止中の異常監視用）	その1.3添付書類1-4	その1.3添付書類1-4	・使用済燃料プール水位計との構造上のため
第31条 放射線管理施設	既認可設備からの設計変更なし					
第32条 安全保護回路	その1.0	第2編	ケーブルの分離設備（燃料シフト、鋼板）	その1.0添付書類1-2	その1.0添付書類5	・新規制基準要求事項（原子炉建屋敷設通路上における安全保護回路の物理的分離）
第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	その8		制御機動機構の一部更新	その8添付書類1	（計算書等）	・高経年化対策として設備の更新
第34条 原子炉制御室等	その7	第2編	安全避難通路、避難用照明、誘導標	その7添付書類3-2	（計算書等）	・新規制基準要求事項
第35条 廃棄物処理設備	その1.3	第2編	安全避難通路	その1.3添付書類1-2	（計算書等）	・設置時認可未取得
第36条 保管廃棄設備	既認可設備からの設計変更なし		中央制御室外原子炉停止盤			
第37条 原子炉格納施設	その1.0	第3編	保管廃棄施設の設置	その1.0添付書類1-3	その1.0添付書類3	・新規制基準要求事項
第38条 実験設備等	その1.1	第1.6編	原子炉建屋の責任維持及び漏えい防止に係る設計	その1.1添付書類1-10	（計算書等）	・原子炉建屋屋根更新に伴う建築容積増加の影響評価のため
第39条 多量の放射線物質等を放出する事故の拡大の防止	その1.2	第2編	JRR-3内の通信連絡設備の設置	その1.2添付書類2	（計算書等）	・新規制基準要求事項
第40条 保安電源設備	その1	第1編	冠水維持機能喪失時用給水設備の設置	その1.2添付書類1.4		
第41条 警報装置	その1	第1編	静止型インバータ装置	その9添付書類3		・高経年化対策として設備の更新
第42条 通信連絡設備等	その1	第2編	静止型インバータ装置の更新	その1添付書類6		・新規制基準要求事項
該当する技術基準の要求事項なし	その1	第4編	冠水維持機能喪失時用給水設備の設置	その9添付書類4		・新規制基準要求事項
	その1.1	第5編	外部消火設備の設置	その1.3添付書類1-5		・許可申請書記載事項との整合のため